

教保第835号
令和4年3月4日

県立学校長様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
(令和4年3月7日時点)

このことについては、令和4年1月20日付け教保第645号及び令和4年2月1日付け教保第694号で通知したところですが、政府は「まん延防止等重点措置」の本県への適用を解除することを決定したものの、新規感染者数はいまだ高い水準にあり、引き続き警戒状態を維持する必要があります。

については、部活動による感染拡大を防止するため、当面の間、下記のとおり対応願います。

記

1 感染防止対策について

- 活動場所や部室、更衣室等での密を避け、活動前後や休憩中はマスクの着用や手洗いを徹底すること。
- 発熱等や倦怠感、喉の違和感など、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の家族に同様の症状が見られる場合は参加しないこと。
- 各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。
- 「生徒が密集する活動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は、実施を慎重に検討すること。

2 活動の制限について

- 活動は通常の活動場所でのみ行うこと。
- 休養日の設定や活動時間については「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守することとし、公式大会等への参加を除き、原則昼食を挟まない活動とすること。
- 大会への参加は、高体連、高野連、高文連及び競技・文化団体が主催する全国及びブロック単位の大会、コンクール、発表会及びその予選会（以下、大会等）に限る。
- まん延防止等重点措置適用都道府県との往来の際には、前後にPCR検査等を実施すること。
- 他校、大学生及び社会人との交流は、大会等への参加以外は行わないこと。
- 県外での活動は、大会等への参加以外は行わないこと。
- 大会等に参加する際には、校長は、各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認して参加の可否を判断すること。
- 宿泊を伴う活動は、大会等への参加に限り、必要最小限の泊数で行うことができる。その際、1室あたりの宿泊者を最小限にするとともに、宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、事前に十分に打ち合わせを行うこと。
- 活動前後に生徒同士で会食することは控えること。また、大会等への参加の際の昼食については、三密を避けるとともに、会話をせず、短時間で済ませること。

【担当】

学校体育指導係
副参事 志田 哲也
TEL 025-280-5624